

令和5年3月2日(木)

環境森林部 自然環境課 野生動物係 電話:027-226-2874 内線:2874

## 高病原性鳥インフルエンザの確認に伴う県内の野鳥監視重点区域の指定解除について

県内及び隣接県における高病原性鳥インフルエンザの確認事例を受け、令和4年 12 月 17 日 (土) から野鳥監視重点区域を指定し、野鳥監視を強化してきたところですが、その後、当該区域内において野鳥の大量死等の異常は確認されなかったため、令和5年3月1日(水)24時に当該指定を解除しました。

## 1 野鳥監視重点区域 (発生場所の周辺半径 10km 圏内) の指定状況

对心里仍是冰色为(2014年7月20日20日) 2016年7月20日				
番号	指定日	解除日	種類	発生場所
1	12月17日		家きん	埼玉県深谷市
2	12月31日		オオハクチョウ	館林市
3	1月1日		家きん	前橋市
4	1月10日		ハクチョウ	栃木県佐野市
5	1月11日	3月1日	ハシブトガラス	埼玉県熊谷市
6	1月19日		家きん	前橋市
7	1月19日		ハシブトガラス	玉村町
8	1月26日		家きん	埼玉県行田市
9	1月27日		家きん	前橋市

※「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(環境省)に基づき、 野鳥監視重点区域は、9番目の家きん事例における防疫措置完了日(令和5年2月1日)を基 準とし、防疫措置完了日の次の日を1日目として、28日目の24時に解除されました。

## 2 今後の対応

野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、最高レベルとなる「対応レベル3」と されていることから、県内での野鳥の監視を継続します。

## 【参考情報】

下記のホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。 環境省HP(https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\_flu/index.html) 群馬県自然環境課HP(https://www.pref.gunma.jp/page/7025.html)







